**◆◆◆毒物劇物取扱責任者変更届(販売業・業務上取扱者)について◆◆◆**

◎毒物劇物取扱責任者を変更したときは、次の書類を添えて変更日より３０日以内に届け出る必要があります。（毒物及び劇物取締法第7条）

◎提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

１．毒物劇物取扱責任者変更届に必要な書類

（１）毒物劇物取扱責任者変更届（毒物及び劇物取締法施行規則別記第9号様式）

（２）毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

（３）毒物劇物取扱責任者の診断書

（４）毒物劇物取扱責任者の誓約書

（５）使用関係証書又は雇用契約書の写し

２．毒物劇物取扱責任者変更届の記載上の留意点

（１）業務の種別欄には、毒物劇物一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業、事業場（業務上取扱者）の種類の別を記入すること。

（２）登録番号及び登録年月日時は登録票を確認のうえ、正確に記載すること。

（３）毒物劇物取扱責任者の住所は現住所を記入すること。

（４）毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第８条第１項第○号」と記載すること。また、（　）内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般／農業用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載すること。

　　　　　①法第８条第１項第１号･･････(薬剤師)

　　　　　②法第８条第１項第２号･･････(応用化学等の卒業者)

　　　　　③法第８条第１項第３号･･････(知事の行う試験の合格者)

（５）法第８条第２項第４号に該当する事実がないときには「なし」と記載してください。

（６）押印が無い場合には、必要に応じ本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明、国家資格の証明書等）の提示を求めることがあります。

３．その他の添付書類の留意点

（１）毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類

　　（ア）法第８条第１項第１号に該当する者にあっては、薬剤師免許証の写し(原本持参)

　　（イ）法第８条第１項第２号に該当する者にあっては、次の区分により卒業証明書、卒業証書の写し（原本持参）又は単位修得証明書（単位習得及び卒業が確認できるもの）

　　　（ａ）高等学校において化学に関する科目を３０単位以上修得した者。

→卒業証明書又は卒業証書(原本持参)及び単位修得証明書

（ｂ）高等専門学校において工業化学課を修了した者。

　　　→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

（ｃ）大学の薬学部、理学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等、農学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科等、工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科等の課程を修了した者→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

（ｄ）上記ｃ）以外で授業課目の必須課目のうち、化学に関する授業課目が単位数において５０％を超えるか、又は２８単位以上修得した者。

　　　→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）及び単位修得証明書

（ｅ）上記に該当する大学院を修了した者。

→卒業証明書又は卒業証書の写し（原本持参）

　　（ウ）法第８条第１項第３号に該当する者にあっては、合格証の写し（原本持参）

上記イ）（ｄ）に該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

（２）診断書

　　（ア）「精神機能の障害に明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない」ことが診断されていること。

　　（イ）発行後３ヶ月以内のものであること。

　　（ウ）診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

　　（エ）訂正箇所は必ず発行医師の訂正印が必要。

（３）毒物劇物取扱責任者の誓約書

　　毒物劇物取扱責任者が第８条第２項第４号に該当しない旨の誓約書。

（４）毒物劇物取扱責任者の使用関係証書又は雇用契約書の写し

　　（ア）使用関係証書等には次に掲げる項目が記載されていること。

　　　　　①勤務時間　　②休日　　③当該事業場で毒物劇物取扱責任者として専任する旨

　　（イ）雇用主及び責任者両名の印鑑が押印されていること。

　　なお、雇用主が法人にあっては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記

のように備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。

１．勤務時間･･････

２．休日･･････

３．当該事業場において毒物劇物取扱責任者として専任する。」

別記第９号様式(第５条関係)

毒物劇物取扱責任者変更届

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種別 |  |
| 登録番号及び登録年月日 |  |
| 製造所(営業所、店舗、事業場)の所在地及び名称 |  |
| 変更前の毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名 |  |
| 変更後の毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名 |  |
| 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格 | 法第８条第１項第　　　　号（　　　　　　　　　　　　　） |
| 法第８条第２項第４号に基づき、取扱責任者が毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたこと。 |  |
| 生年月日 | 　　　年　　　　月　　　　日生　　 |
| 変更年月日 |  |
| 備考 |  |

　上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

　　　　年　　　　月　　　　日

住所

氏名

豊中市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　TEL

　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　誓　　　約　　　書

豊中市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　本　籍　　　　　　　　　都・道・府・県

　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　下記のとおり相違ないことを誓約いたします。

記

私は、毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことはありません。

**使　用　関　係　証　書**

下記のとおり、使用関係にあることを証します。

記

１　勤務場所　事業所名称

事業所所在地

１　勤　務　時　間　　　　午前　　時　　分　から　午後　　時　　分まで

１　休　　　　　日

１　そ　　の　　他　　被用者は毒物及び劇物取締法第7条の規定により、上記事業所専任の毒物劇物取扱責任者として業務を行います。

　　　　年　　月　　日

使　用　者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

被用者（取扱責任者）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

豊中市長 様

診　　　断　　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 大正昭和平成 | 　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 上の者について、下記のとおり診断します。１．精神機能の障がい　　(□にチェックを付けること)　□　明らかに該当なし　□　専門家による診断が必要　　　　　専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況　　（できるだけ具体的に記載してください。(注１)）２．麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者でない |
| 診断年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |  |
| 病院、診療所又は介護老人保健施設の　　名　　称　　所在地Tel.　　　　　　　（　　　　　　　）　　　　　　　　(注２)医師の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

(注１)　　精神機能の障がいの程度・内容により、許可(登録、免許、指定、届出)された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書き下さい。

(注２)　　必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障がいの程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載して下さい。